

政府における防災施策・体制の現状等について

令和7年1月30日
内閣官房 防災庁設置準備室

防災庁設置準備アドバイザー会議の立ち上げの趣旨

- 世界有数の災害発生国である我が国において、人命・人権最優先の『防災立国』を早急に実現する。防災業務の企画立案機能を飛躍的に高め、平時から不断に万全の備えを行う、「**本気の事前防災**」に徹底的に取り組むとともに、**災害発生時の司令塔機能**を抜本的に強化するため、令和8年度中の防災庁設置に向けた検討を行う。
- 「防災庁設置準備アドバイザー会議」を立ち上げ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方について議論する。

防災庁設置準備アドバイザー

(五十音順)

- 石井 美恵子 国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授
- 臼田 裕一郎 国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域長 兼 総合防災情報センター長
- 江口 清貴 神奈川県情報統括責任者 (CIO) 兼 データ統括責任者 (CDO)
- 大木 聖子 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
- 片田 敏孝 東京大学 大学院情報学環 特任教授
- 加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
- 河田 恵昭 関西大学 特別任命教授 兼 社会安全研究センター長
- 喜連川 優 情報・システム研究機構 機構長/東京大学 特別教授
- 栗田 暢之 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 代表理事/NPO法人「レスキューネットワーク」代表理事
- 阪本 真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
- 菅野 拓 大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
- 鈴木 哲夫 ジャーナリスト
- 高橋 良太 全国社会福祉協議会 地域福祉部長/全国ボランティア・市民活動振興センター長
- 榛沢 和彦 新潟大学 医歯学総合研究科 特任教授
- 坂 茂 建築家/芝浦工業大学特別招聘教授
- 廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
- ◎ 福和 伸夫 名古屋大学 名誉教授
- 明城 徹也 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 兼 事務局長
- 山本 尚範 名古屋大学医学部附属病院 救急科 診療科長
- 矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授 兼 副所長

◎ 主査、○ 副主査

災害対応力の抜本的強化の方向性

- **本気の事前防災**
～防災業務の企画立案機能の抜本的強化～
- **災害事態対処、被災地の復旧・復興における司令塔機能の抜本的強化**

(重点的に取り組む事項)

- ▶ 被災者が安心して過ごせる**避難生活環境・備蓄体制の抜本的改善**
- ▶ 災害専門ボランティア等の育成強化、防災教育の充実など**官民連携による災害対応力・地域防災力の強化**
- ▶ 情報連携・共有強化などの**防災DXのさらなる推進**

※ その他、近年の災害における教訓や環境変化を踏まえ、政府として防災機能を強化すべき事項

検討期間

令和7年1月～令和7年夏頃

(参考) 今後想定される大規模災害等

- 令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害対応においても、内閣府防災では、各省庁・自治体の応援を得ながら、組織を挙げて災害対応に当たってきたが、現在の体制では、その間、防災施策に係る企画立案業務は事実上中断せざるを得ないのが実情。
- 今後、更なる大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火などの大規模災害に備え、防災業務の企画立案機能を飛躍的に向上させ、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠。

東日本大震災

- ・死者数：19,775人
 - ・避難者数：最大47万人
 - ・全半壊家屋数：406,038棟
- <※R6.3.8 14:00時点>

令和6年能登半島地震

- ・死者数：515人
 - ・避難者数：最大5.7万人
 - ・全半壊家屋数：29,523棟
- <※R7.1.28 14:00時点>

平成30年7月豪雨

- ・死者数：237人
 - ・避難者数：最大4.2万人
 - ・全半壊家屋数：18,010棟
- <※H31.1.9時点>

平成28年熊本地震

- ・死者数：277人
 - ・避難者数：最大18万人
 - ・全半壊家屋数：43,386棟
- <※人的被害：R6.8.14時点>
<※建物被害：H31.4.12時点>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

- ・想定死者数：最大 約19.9万人
 - ・想定避難者数：最大 約60万人
 - ・想定全壊焼失棟数：最大 約22万棟
- 〔※ 30年以内に千島海溝でM8.8以上の地震が発生する確率：7%～40%〕

首都直下地震

- ・想定死者数：最大 約2.3万人
 - ・想定避難者数：最大 約290万人
 - ・想定全壊焼失棟数：最大 約61万棟
- 〔※ 南関東地域で30年以内にM7クラスの地震が発生する確率：70%程度〕

富士山噴火

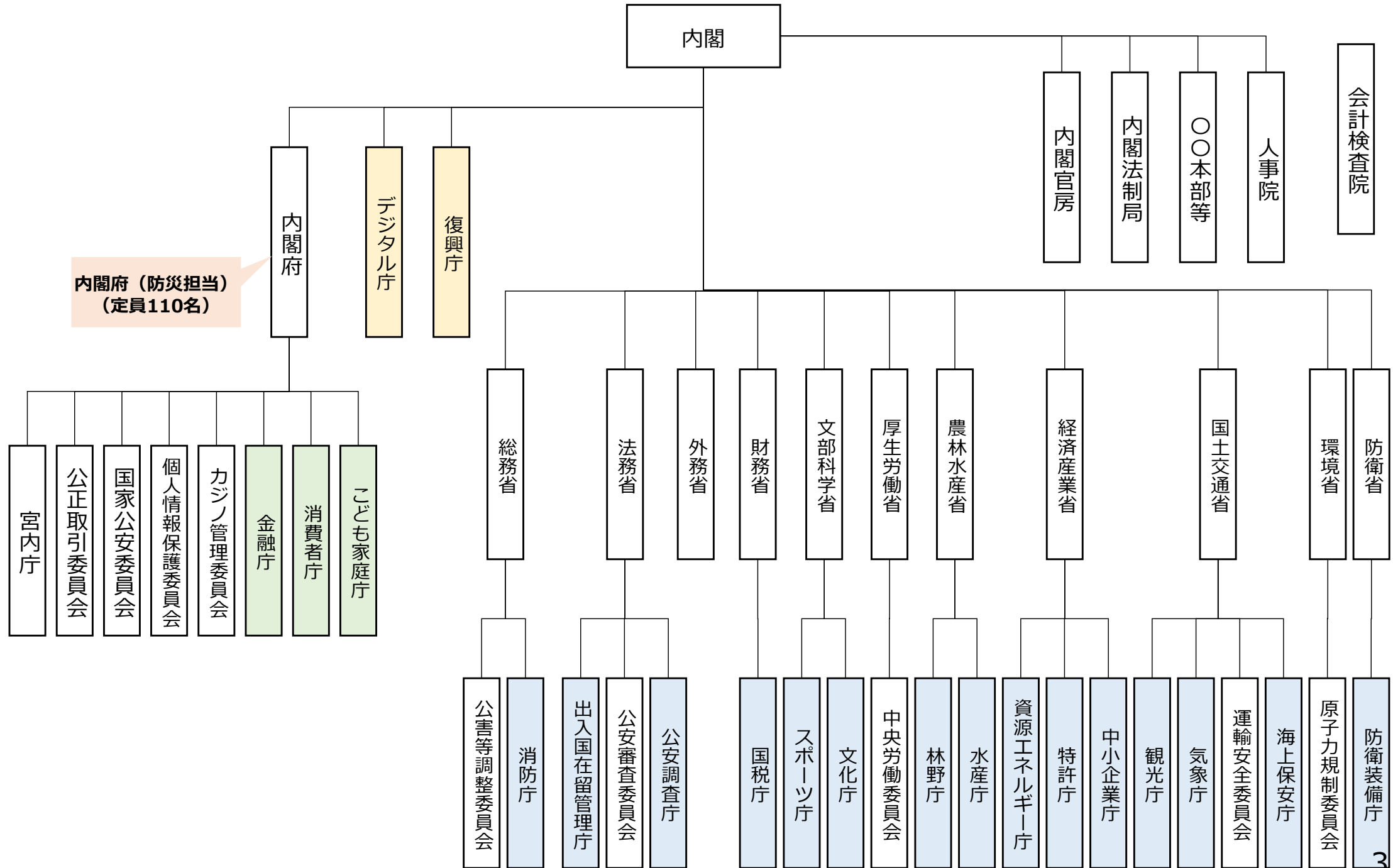
- 【溶岩流等】想定影響範囲内人口：約79万人
想定事前避難者数：約11万人
- 【火山灰】首都圏を含む広域に影響を及ぼすおそれ
〔交通機能の麻痺やライフラインの機能停止、木造家屋の倒壊など〕

南海トラフ巨大地震

- ・想定死者数：最大 約32.3万人
 - ・想定避難者数：最大 約500万人
 - ・想定全壊焼失棟数：最大 約238.6万棟
- 〔※ 30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率：80%程度〕

※地震の発生確率は、地震調査研究推進本部による
(令和7年1月時点)

国の行政機関の組織について



内閣府（防災担当）の所掌事務について

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（特命担当大臣）

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、**行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務**（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十七 （略）

十八 **災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興**（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する**基本的な政策**に関する事項

十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該**災害への対処**その他の防災に関する事項

二十～ （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、**次に掲げる事務をつかさどる。**

一～七の八 （略）

七の九 **防災に関する施策の推進**に関すること。

八 **防災に関する組織**（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の**設置及び運営**並びに**防災計画**（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

八の二 **被災者の応急救助**及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

九 **激甚災害**（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の**指定**に関すること。

十 **特定非常災害**（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の**指定**に関すること。

十一 **被災者生活再建支援金**（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の**支給**に関すること。

十二 **台風常襲地帯**（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の**指定**に関すること。

十三 **活動火山対策特別措置法**（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する**活動火山対策の総合的な推進**に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

十四 **大規模地震対策特別措置法**（昭和五十三年法律第七十三号）に**基づく地震防災対策**に関すること。

（省略） ※十四の二は原子力防災

十四の三 **南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**（平成十四年法律第九十二号）に**基づく地震防災対策**に関すること。

十四の四 **日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**（平成十六年法律第二十七号）に**基づく地震防災対策**に関すること。

十四の四の二 **首都直下地震対策特別措置法**（平成二十五年法律第八十八号）に**基づく地震防災対策**に関すること。

（省略） ※十四の五は東日本大震災の復興関連

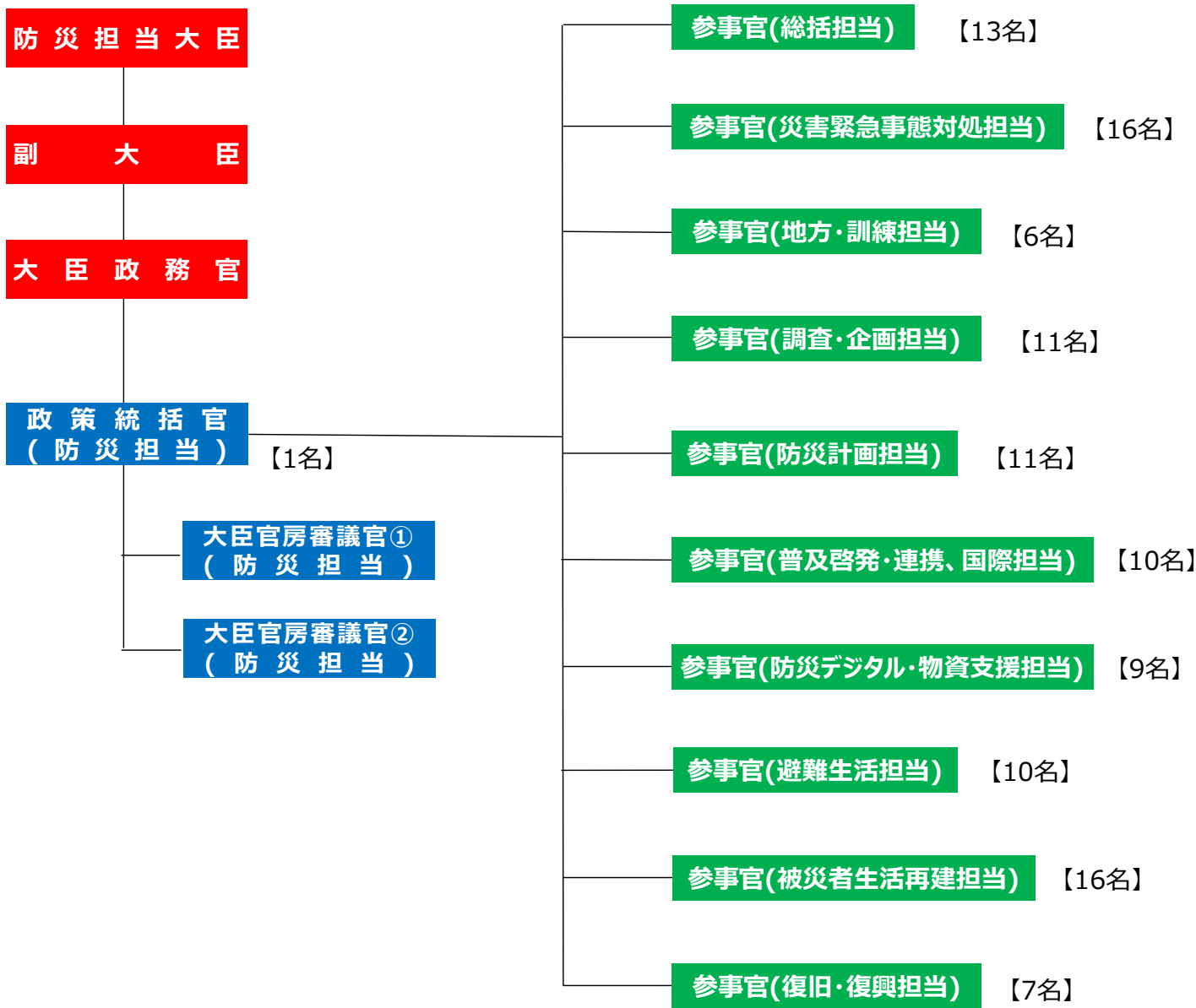
十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、**防災に関する施策**に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六～ （略）

内閣府（防災担当）の組織体制について

（令和7年1月時点）

【 】定員の内訳を記載



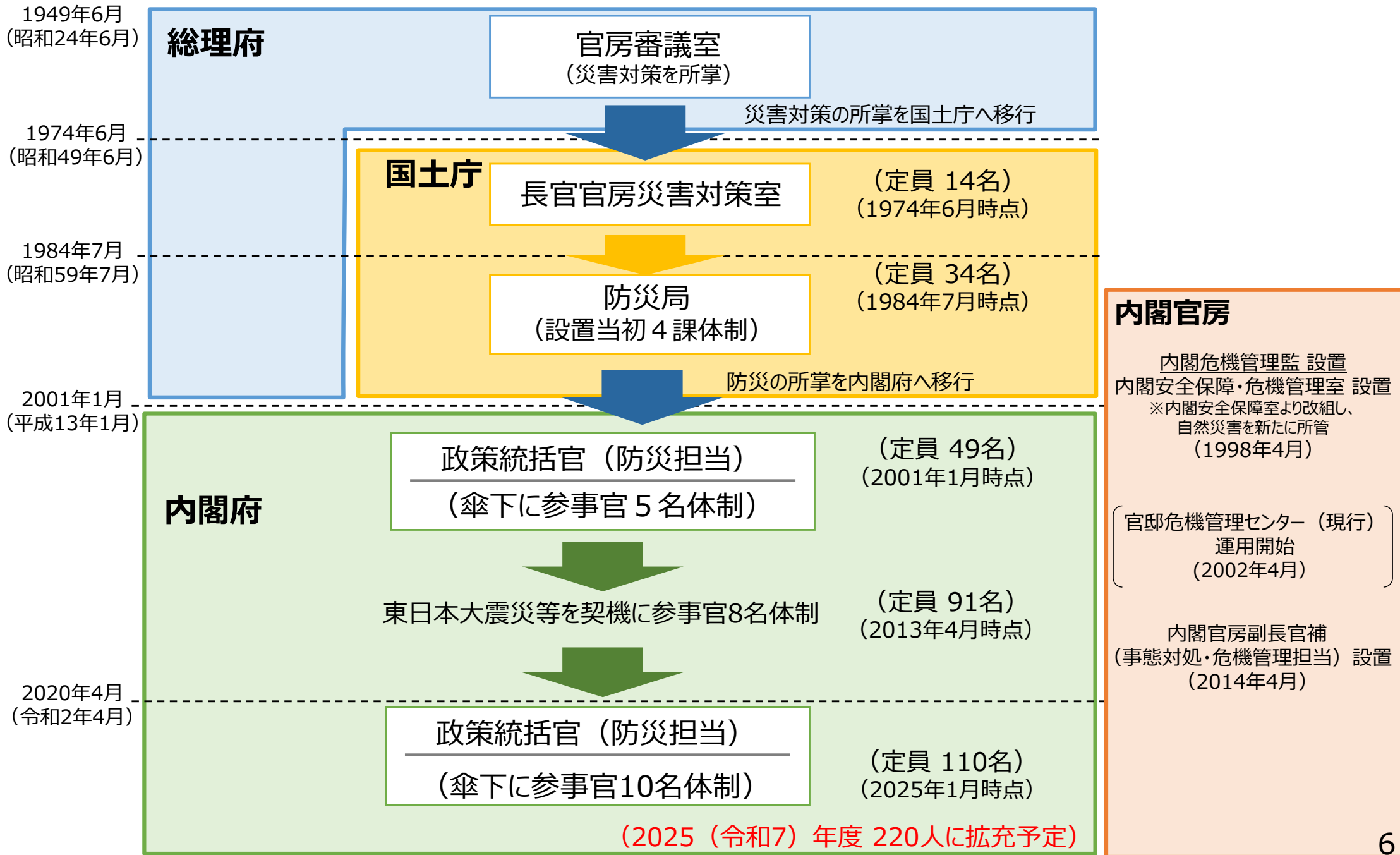
【令和6年度】

定員 110名

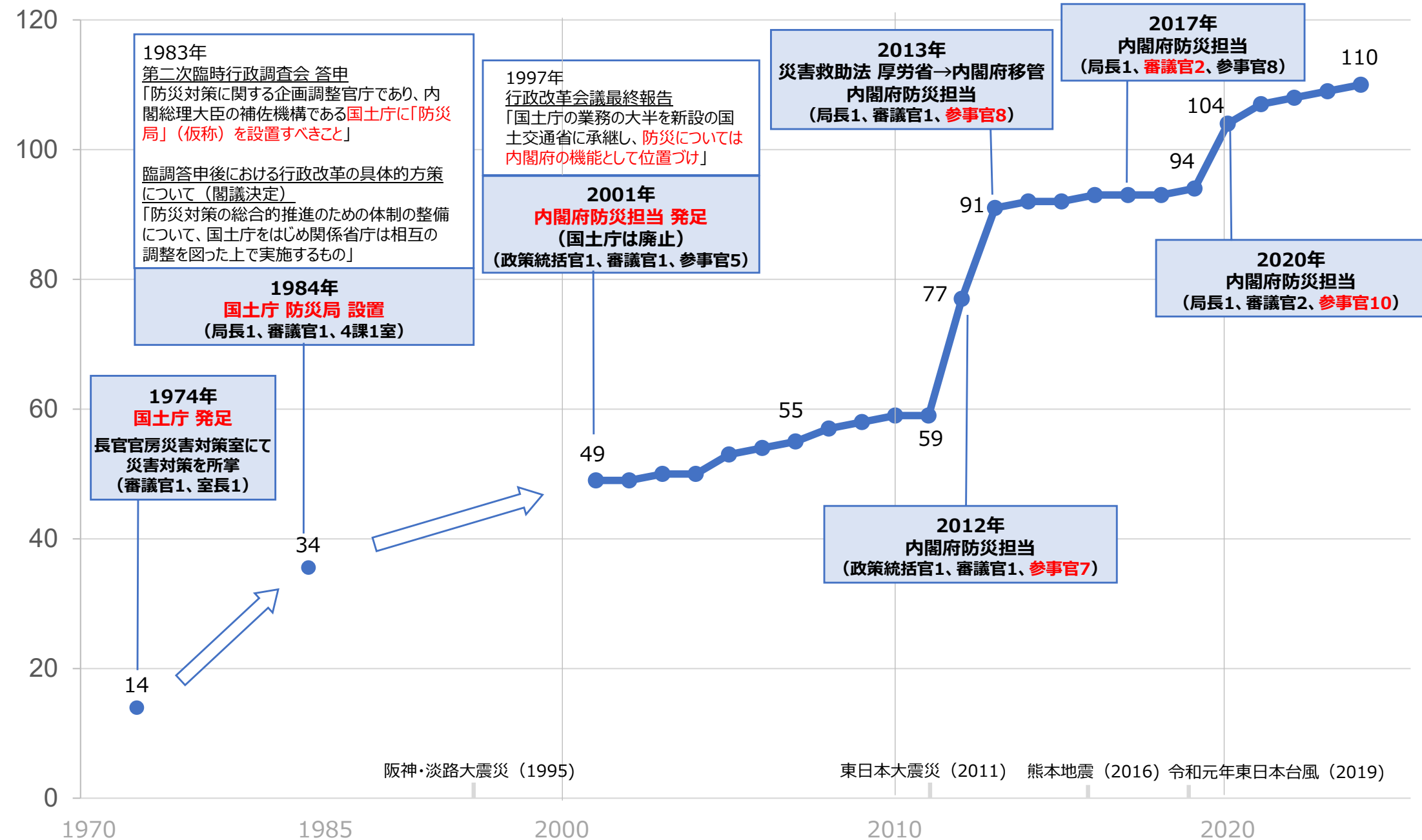
行政実務研修員等（定員外）48名

※大臣官房審議官は大臣官房の定員に計上

防災担当組織の変遷について



現在の防災組織体制に至る変遷について



災害対策関係法制度の変遷について

災害発生年	法制度の導入・改正の契機となった災害	導入・改正された主な法制度	法制度概要
1959 (昭和34年)	伊勢湾台風	災害対策基本法	我が国の災害対策の最も基本となる法律 ・ 防災行政の責任の明確化 ・ 総合的かつ計画的な防災行政の推進 等
1978 (昭和53年)	宮城県沖地震	建築基準法	・ 新耐震設計基準（現行の基準）の導入 等
1995 (平成7年)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	災害対策基本法	【第1弾改正（1995年6月）】 ・ 警察官による緊急通行車両の通行の確保のための措置の新設 等 【第2弾改正（1995年12月）】 ・ ボランティアや自主防災組織による防災活動の環境整備、内閣総理大臣が本部長となる「緊急災害対策本部」の設置要件緩和、市長村長が都道府県知事に自衛隊の災害派遣要請を求めることができる旨法定化 等
2011 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	災害対策基本法	【第1弾改正（2012年）】 ・ 大規模災害の広域対応 ・ 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上 等 【第2弾改正（2013年）】 ・ 被災者支援の充実 ・ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ・ 大規模広域な災害に対する即応力の強化 ・ 平素からの防災対策の強化 等
2014 (平成26年)	豪雪	災害対策基本法	・ 大規模地震や大雪等の災害時における緊急車両通ルート確保のための放置車両対策 等（実施主体は道路管理者）
2016 (平成28年)	熊本地震	災害対策基本法	・ 被災都道府県からの応援を求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化
2019 (令和元年)	房総半島台風 東日本台風	災害対策基本法	・ 避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画の作成の努力義務化、広域避難に係る移住者等の受入れに関する規定の措置、おそれ段階での国の災害対策本部設置及び災害救助法の適用 等
2020 (令和2年)	7月豪雨	被災者生活再建支援法	・ 支援金の支給対象を中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）まで拡大

各フェーズに応じた防災・減災対策

事前防災

1. 災害予防・脆弱性の軽減 (Prevention)

- 災害シミュレーション
- 災害リスク評価
- インフラ・ライフラインの強靱化
- 建物・設備の整備・耐震化
- 災害リスクを踏まえたまちづくり等

2. 事前の備え (Preparedness)

- 防災計画/BCPの策定
- 防災訓練の実施
- 発災時の対応の事前準備
 - ・官民連携体制整備
 - ・物資・資材等の備蓄 等
- 災害リスク情報等の提供
- 災害対応ノウハウの継承

5. 防災DX推進

- 最新のデジタル技術を用いた災害情報収集・共有体制の構築
- ロボット技術を活用した防災対策、災害応急対策の実施

6. 国民の意識啓発、防災教育、地域防災力強化

- 国民の防災意識の普及啓発
- 防災教育
- 過去の災害対応の課題・教訓の記録・伝承

7. 災害ボランティアの育成・強化

- 体系的な人材育成
- ボランティアの活動環境整備

8. 防災技術産業化、国際展開

- 災害被害の防止・軽減に資する防災技術の調査・研究開発
- 防災分野における国際協力
- 防災技術の産業化

発災時の対応

3. 事態対処 (Response)

【初動(0～72h程度)】

- 初動体制確立
 - ・政府対策本部の設置
 - ・市町村リエゾン派遣 等
- 移動・輸送ルート確保
- 人命捜索・救助
- インフラ・ライフライン応急復旧
- 物資調達・供給
- 避難環境整備 等

【応急期(72h程度～)】

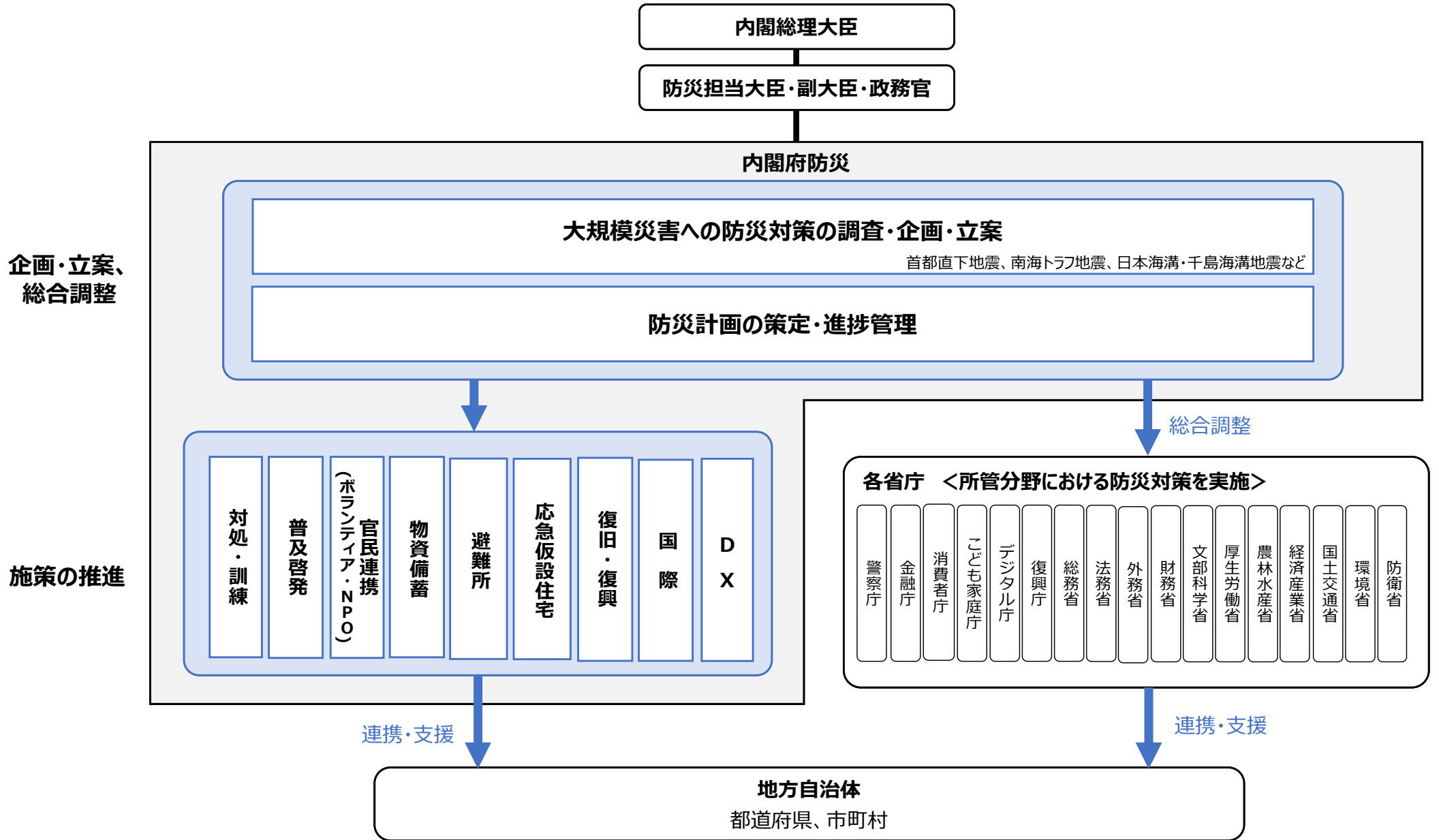
- 避難生活支援
- 被害認定調査
- 応急仮設住宅建設
- 災害情報等の発信 等

4. 復旧・復興 (Recovery)

- 被災者生活再建
- 復興方針・計画策定
- 住まいとまちの復興
- インフラ・ライフライン本復旧
- 産業・なりわいの再生
- さらなる災害への備え

政府における災害対応体制（平時）

- 内閣府防災担当が防災に関する基本的政策の企画・立案、総合調整並びに被災者支援をはじめとする防災に関する施策を推進するとともに、各省庁が所管分野において防災・減災に係る平時の備えを実施。



大規模災害発生時の事態対処の大枠（イメージ）

	初動（発災から7 2 時間程度）	応急期（3～7 日程度）	応急期（1 週～1 月程度以降）
1	初動体制の確立・被害情報の収集 （内閣官房、内閣府、関係省庁）	政府災害対策本部設置の決定 現地対策本部設置の決定 ヘリ等による被害情報の収集 情報収集連絡体制の確立	災害対策本部会議の開催 適時に広報 情報空白地域の確認 孤立地域の把握
2	輸送ルートの確保 （国交省、警察庁、経産省、総務省等）	被害情報の収集・通行可否の確認 （道路・空港・港湾等） 交通規制・航空管制の実施	緊急車両・工事車両の通行確保※ 一般車両を対象とした通行確保※ ※電力・通信などのライフライン事業者と電柱撤去などを調整
3	人命救助活動 （警察庁、消防庁、防衛省、国交省等）	広域応援部隊の派遣 救助活動拠点の決定 救助活動の実施 被災地進出方法（ヘリの活用等）に関する調整	
4	医療・保健・福祉活動 （厚労省等）	DMAT等の派遣 保健医療福祉調整本部の設置・情報収集体制の確立 （都道府県）	医薬品供給体制の確認 要配慮者等への見守り・相談支援 医療・保健・福祉体制の確認 患者・施設入居者の受け入れ調整
5	物資の調達 （内閣府、経産省、農水省、厚労省、国交省等）	プッシュ型支援の実施決定 広域物資輸送拠点の受入体制確認	業界との調整・輸送の開始 フル型支援への切り替え
6	ライフラインの復旧 （国交省、経産省、総務省、農水省）	被害状況、復旧見通しの把握 応急給水・応急復旧の実施	復旧に必要な調整（人員、資機材の手配、道路管理者との調整）
7	避難所の確保 （内閣府等）	避難者の把握 避難所の生活環境把握・改善 （トイレ、食事、寝床等）	要配慮者への対応 必要に応じ広域避難の実施
8	家屋調査・住まいの確保 （内閣府、国交省、総務省、財務省）	応急危険度判定	被害認定調査 広域応援体制の確保 罹災証明書の交付 住まいの確保 （仮設住宅の建設、賃貸型応急住宅の確保）
9	生業の支援・学校の再開 （経産省、農水省、国交省、文科省、こども家庭庁）	農林水産業、中小企業、観光業等の被害の把握	学校・保育サービス等の把握 農林水産業、中小企業、観光業等の復旧・復興支援 学校・保育サービス等の再開
10	災害廃棄物の処理・公費解体 （環境省、法務省）	災害廃棄物処理全体の体制構築	仮置場の設置・運営 避難所等のし尿・生活ごみ等の処理 災害廃棄物処理実行計画の策定 公費解体制度設計（広報、要綱策定等） 公費解体申請の受付 （～2ヶ月程度）解体工事に着手

大規模災害に係る政府災害対策本部

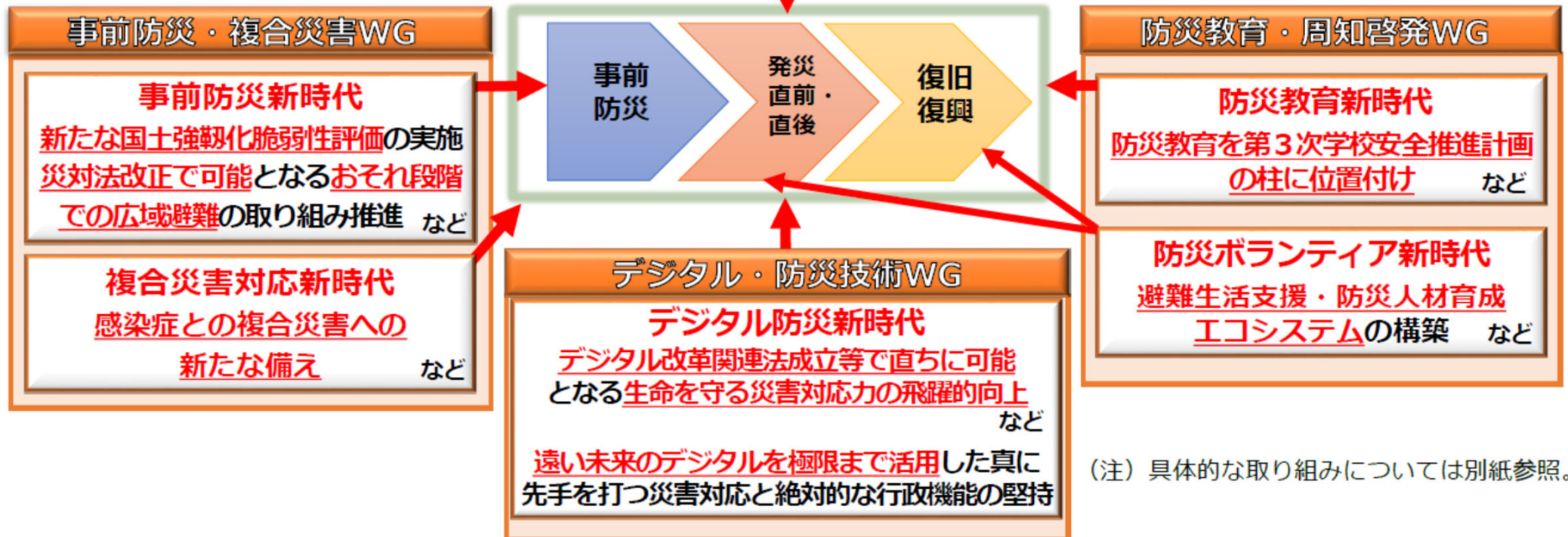
		緊急災害対策本部 〔災害対策基本法第28条の2〕	非常災害対策本部 〔災害対策基本法第24条〕	特定災害対策本部 〔災害対策基本法第23条の3～7〕
設置基準		著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第28条の2〕	非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第24条〕	災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるもの）が発生し、又は発生するおそれがある場合 〔法第23条の3〕
設置権者		内閣総理大臣（要閣議決定） 〔法第28条の2〕	内閣総理大臣 〔法第24条〕	内閣総理大臣 〔法第23条の3〕
組織	本部長	内閣総理大臣 〔法第28条の3〕	内閣総理大臣 〔法第25条〕	防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第23条の4〕
	副本部長	内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第28条の3〕	内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣 〔法第25条〕	内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命 〔法第23条の4〕
	本部員	①全ての国務大臣、②内閣危機管理監、③副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 〔法第28条の3〕	①国務大臣（本部長及び副本部長を除く）のうちから、内閣総理大臣が任命する者、②副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 〔法第25条〕	
所掌事務・権限		・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第28条の4、第28の6条〕	・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第26条、第28条〕	・災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成 ・災害応急対策の総合調整 ・必要な緊急の措置の実施 ・指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等に対する必要な指示 〔法第23条の5、第23条の7〕
その他特別の規定		・災害緊急事態の布告（要閣議決定・国会承認） ・災害緊急事態対処基本方針の決定（要閣議決定） 〔法第105条、第108条〕	—	—
設置実績		平成23年3月 東北地方太平洋沖地震	令和6年1月 令和6年能登半島地震 令和3年7月 令和3年7月1日からの大雨 令和2年7月 令和2年7月豪雨 令和元年10月 台風第19号 平成30年7月 平成30年7月豪雨 平成28年4月 熊本地震	令和6年8月 令和6年台風第10号 令和6年1月 令和6年能登半島地震 令和4年9月 令和4年台風第14号 令和3年8月 令和3年8月の大雨 令和3年7月 令和3年7月1日からの大雨

防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言(令和3年5月)

- 明治三陸地震津波から東日本大震災、技術革新の20世紀を挟んで100年以上経ってなお2万人超の犠牲者
- 熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過した今、今後、巨大自然災害により失われる生命を激減させるという覚悟が必要

防災・減災、国土強靱化新時代

防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策



防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言(令和3年5月)

(別紙) 具体的な取り組み

【デジタル・防災技術WG】

＜未来構想チーム（将来的な実現が望まれる施策）＞

- ・ 防災デジタルツインによる被災・対応シミュレーション
- ・ リアルタイムの情報共有（安否・インフラ情報等）
- ・ 究極のデジタル行政能力の構築（行政機関等のデジタル移転・ハイブリッド化）

＜社会実装チーム＞

- ・ 日本版EEIの策定・進化（災害対応に必要な情報のデザイン・蓄積）
- ・ 自治体等の個人情報取扱指針の策定・徹底活用
- ・ 防災情報の収集・分析・加工・共有体制の進化（防災デジタルプラットフォーム・防災IoTの構築）等

基盤：デジタル改革関連法成立、デジタルガバメント

【事前防災・複合災害WG】

○事前防災

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進と新たな脆弱性評価の実施
- ・ 東京湾における高潮対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策の強力な推進
- ・ 災対法改正を踏まえたおそれ段階での広域避難の推進 等

○複合災害

- ・ 地震後の水害など複合災害シナリオや、大規模地震における復旧・復興シナリオの検討
- ・ 感染症を考慮した災害対応の強化 等

【防災教育・周知啓発WG】

＜防災教育チーム＞

- ・ 全ての小中学校で実践的な防災教育・避難訓練の実施
- ・ 定期的な防災教育の実施内容の調査、公表
- ・ 地域と学校が連携した防災教育を支援する防災教育コーディネーター（仮称）を育成
- ・ 幼保の段階からシームレスな防災教育 等

＜災害ボランティアチーム＞

- ・ 地域の災害ボランティア人材の発掘とスキルアップ支援
- ・ データベース登録災害専門ボランティアと市町村・地域のマッチング
- ・ 避難生活支援における災害専門ボランティアと市町村・地域の連携・協働促進 等

内閣府防災担当の令和7年度当初予算案における機能拡充

令和8年度中の防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の令和7年度当初予算を倍増し、事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化、災害対応の司令塔機能の強化を進める。
【約146億円（約73億円）】

1. 事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化

（1）避難生活環境の抜本的改善【約27.5億円（新規）】

○プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施

- ・迅速な物資のプッシュ型支援に向けて必要な経費をあらかじめ予算化。



段ボールベッドの例

○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設 【約0.4億円（新規）】

- ・キッチンカー、トレーラーハウス、トイレトレーラー等を平時から登録・データベース化し、発災時にニーズに応じ迅速に提供。



トレーラーハウスの例

（2）官民連携や人材育成の推進

○官民連携による被災者支援の充実【約1.9億円（新規）】

- ・NPO等の登録・管理データベースの整備、団体登録制度の周知を図る普及啓発等のほか、ボランティア団体等の交通費を一部補助。



NPO等による支援の例
（炊き出し）

○避難生活支援・防災人材育成強化【約1.2億円】

- ・避難生活支援リーダー/サポーター研修の実施地域の大幅拡充や、研修修了者の活用の仕組みの構築に向けた検討。



避難生活支援リーダー/
サポーター研修

○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進 【約5.1億円】

- ・地方自治体と連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修受入れ枠・実施箇所数を拡充するとともに、デジタル防災教育の推進を図る。



（3）防災DXの加速

○防災情報システムの効果的な利活用促進【約2.2億円】

- ・次期物資支援システムの利活用促進の研修・訓練や、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用した実践的な机上演習を推進。



SOBO-WEBのイメージ

※避難所に関する取組方針・ガイドラインを改定し、トイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保、生活用水の確保に関する事項を規定(12月13日)

2. 災害対応の司令塔機能の強化

○関係省庁による事前防災対策を推進する仕組みの創設（事前防災対策総合推進費） 【約17.0億円（新規）】

- ・関係省庁による事前防災対策を推進するため「事前防災対策総合推進費」を創設し、事前防災の強化につながる調査・研究開発、関係省庁と地方自治体等が連携して行う事前防災の強化の取組を推進。

避難所の生活環境の抜本的改善を含む災害対応体制の強化（R6補正予算）

南海トラフ地震や首都直下地震などの次なる大規模災害も見据え、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえつつ、避難所の生活環境改善をはじめとした災害対応体制の強化を進める。

経済対策での取組

令和6年度補正予算案（内閣府防災）：350.5億円※

※災害救助費等(288.5億円)を含み、新地方創生交付金を含まず

新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）1,000億円の内数
→地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、キッチン資機材、パーティション等の資機材の備蓄を推進。

プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄 13.6億円
→立川防災合同庁舎に加え、全国7カ所に温かい食事を提供するための資機材等の備蓄拠点を整備。

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設 0.6億円
→平時からの登録・データベース化により、発災時における迅速な支援を可能とする。

避難生活支援リーダー／サポーター研修の拡充 0.2億円
→地域ボランティア人材に対する研修の実施地域を大幅に拡充。

被災者支援団体への活動経費助成事業 2.8億円
→NPO・ボランティア団体等の交通費の一定額を補助。

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の整備等 23.6億円
→「防災デジタルプラットフォーム」実現に向けた機能強化

トイレ、温かい食事、ベッド・風呂を発災後速やかに配備できるよう平時からの官民連携体制を構築



快適なトイレ



温かい食事



パーティション



段ボールベッド等

避難生活を要因とする災害関連死等の減少

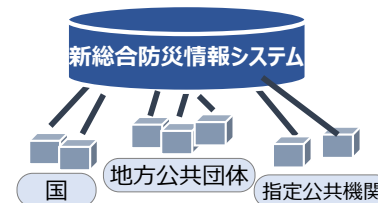
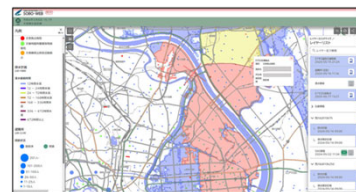


炊き出しを行う支援団体



住家の片付けを行う一般ボランティア

迅速な情報収集による対応力強化



令和7年度以降の取組

令和8年度中を予定している防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化し、避難生活環境の整備、地域防災力の強化、防災DXの推進等の重要課題への対応を強化していく。

内閣府防災の組織・定員の拡充の方向性

- 風水害の頻発化・激甚化するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生が危惧される中、人命最優先の「防災立国」を構築する必要がある。
- このため、令和8年度中に防災庁を設置するべく準備が進められているが、まずは、政府の災害対応の司令塔機能を担う内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化するため、「防災監」を創設するとともに、地域防災力強化担当を創設するなど定員を大幅に拡充する（令和7年度）。

【定員数 R6：110人⇒ R7：220人】

○ 「防災監」の新設

- 頻発化・激甚化する風水害や切迫する南海トラフ地震等の大規模災害への対応強化のため、事前防災、災害応急対策から復旧復興まで災害対応全般の司令塔として、対応を総括する次官級職員を新設

○ 大規模災害への対処の強化

- 被災地の被害情報、孤立情報などの迅速な収集・分析、政府内での共有、被災者支援の推進
- 訓練・研修を通じた災害対策本部の体制強化
- 能登半島地震をはじめとする被災地の復旧・復興の支援の体制強化

○ 地域防災力の強化促進

- 地域防災力強化担当を創設し、各都道府県ごとのカウンターパートとなる職員を配置。備蓄促進や訓練研修、ボランティアの連携などを促進するとともに、発災時には直ちに現地に入り、被災状況の把握や避難所環境の確保に従事。

○ 避難生活環境の整備等

- スフィア基準も踏まえた避難所環境の抜本的な改善、自治体における物資備蓄の促進、福祉的支援の充実
- 全国の避難所環境を抜本的に改善するため、令和6年度補正で新設する予定の交付金等の執行体制の確保

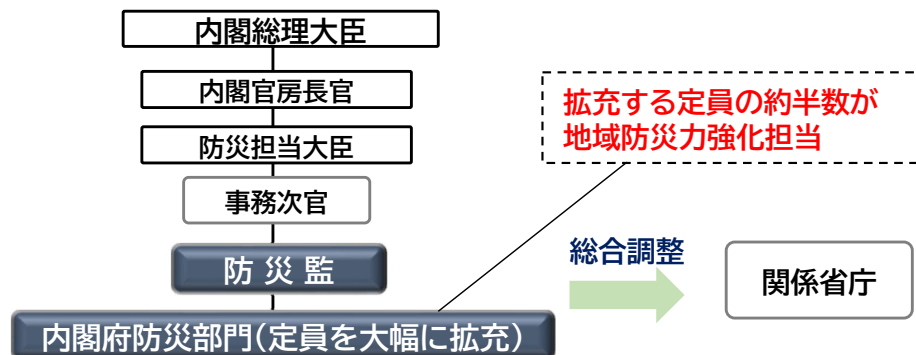
○ 官民連携や防災DXによる災害対応機能強化

- 災害対応車両（トレーラーハウス、トイレカー・コンテナ、キッチンカー等）登録制度の創設・運用
- 官民連携やボランティアやNPO等との連携を平時から訓練研修等を通じて強化し、発災時の対応を高度化
- 新総合防災情報システムSOBO-WEBの活用促進、地理空間情報の活用促進
- 効率的な輸送体制構築によるプッシュ型支援の更なる効率化

○ その他の体制強化

- 防災教育の強化促進、諸外国の災害対応事例の調査
- 船舶活用医療の運用開始を見据えた体制強化
- 増加人員の管理・効率的な組織運営 等

内閣府防災の司令塔機能強化(イメージ)



地域防災力強化担当の仕組み(イメージ)

